

札幌大学サッカー部 OB 会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 名 称 本会は札幌大学サッカー部 OB 会と称する
- 第 2 条 目 的 本会は会員相互の親睦を図るとともに、札幌大学サッカー部の隆盛発展を支援することを目的とする。
- 第 3 条 事務局 本会の事務局は、札幌市豊平区西岡 3 条 7 丁目 3-1 札幌大学学内に置く。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 会 員 本会の会員は札幌大学サッカー部員として卒業した者。及び、在籍し本会の目的に賛同したもので構成する。(幹事は卒業年度ごとに 1 名を選出する。)
- 第 5 条 会 費 本会の会員は年会費一口 2,000 円 (一口以上) とする。
- 第 6 条 会員の権利
本会の会員は第 2 条の目的達成のため、次に掲げる権利を負うものとする。
1. 本会の運営に対し、諸行事に参加する権利を有する。
2. 札幌大学サッカー部を支援する権利を負う。
3. 本会則を遵守し、決議事項を守る権利を負う。
- 第 7 条 除 名 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席者の 3 分の 2 以上の決議に基づき除名することができる。
1. 法律により懲罰を受けた者。
2. その他

第 3 章 事 業

- 第 8 条 事 業 第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。
1. 札幌大学サッカー部と本会とが一体となった組織作りを行う。
2. 札幌大学サッカー部強化のため、コーチ派遣等あらゆる努力を行う。
3. 札幌大学サッカー部に財政的な援助を行う。
4. 会員相互及び札幌大学サッカー部員との懇親・交流会を行う。

第4章 役員

第9条 役員

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事長 1名
4. 副幹事長 若干名
5. 事務局長 1名
6. 会計監査 1名

第10条 役員を選出と任期

本会の役員を選出と任期は次の通りとする。

1. 会長は、役員会にて会員中より選出し、幹事会に諮り、総会にて決定する。
2. 副会長は会長の指名により選出する。
3. 幹事長、事務局長、会計監査は会長の指名により選出する。
4. 副幹事長は、幹事長が選出する。
5. 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
6. 役員に欠員ができたときには、これを補充する。但し、任期は前任者の在任期間とする。
7. 役員任期開始日と終了日は、毎年4月1日から3月31日までとする。
8. 役員は任期満了時においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

第11条 役員任務 役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表とし会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は業務を代行する。
3. 幹事長は幹事会を統括し、副幹事と事務局長との連絡にあたる。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し、各期幹事との連絡にあたる。
5. 会計監査は本会の事業及び会計の監査を行う。

第12条 名誉役員等

名誉会長等を設置することができる。

1. 名誉会長1名及び顧問若干名は役員会にて選出する。

第5章 会 議

第13条 会 議 本会の会議は総会、役員会および幹事会とする。但し、やむを得ない場合は、役員会、幹事会合同の役員幹事会を設けることができる。

1. 総会は毎年札幌市内において開催し、この会則で定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - ① 会則の変更
 - ② 事業報告及び収支決算
 - ③ 事業計画及び収支予算
 - ④ その他役員会において必要と認めた事項
2. 役員会は次の場合に会長が招集する。
 - ① 会長が必要と認めたとき。
3. 幹事会は次の場合に幹事長が招集する。
 - ① 幹事長が必要と認めたとき。

第14条 決 議 本会の決議は次の通りとする。

1. 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とする。
2. 役員会の決議は、出席役員の過半数の同意を必要とする。
3. 幹事会の決議は、出席幹事の過半数の同意を必要とする。

第15条 総会の代行

やむを得ない場合は、役員幹事会を持って総会に代えることができる。

第16条 会 計 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第17条 会計年度

本会の会計年度の開始日と終了日は、毎年4月1日から3月31日とする。

附則1.本会則は昭和52年3月1日から施行する。

2.本会則の一部改正は昭和53年9月15日から施行する。

3.本会則の一部改正は昭和55年2月9日から施行する。

4.本会則の一部改正は平成3年6月1日から施行する。

5.本会則の一部改正は平成11年11月28日から施行する。

6.本会則の一部改正は平成17年11月28日から施行する。

7.本会則の一部改正は平成21年12月5日から施行する。

8.本会則の一部改正は令和6年5月25日をもって施行する。